

ハラスメントの「線はどこ?」

「ちまたでは「セクハラ防止」を啓発するポスターが思わぬ形で注目を集めています。ポスターは「女性に対する暴力をなくす運動週間」に合わせて内閣府が作製したもので、「今日の服かわいいね。俺、好みだな」「痩せてきれいになったんじゃない?」といった発言で女性から批判を受けた男性が、指摘に対して困惑の表情を浮かべるデザインとなっています。そして「これもセクハラ?」というキヤッチコピーが大きく表示されています。こうした表現が、セクハラとして扱われたことに不満を感じた男性を擁護しているように見えてしまうため、インターネット上でさまざまな批判が相次いだそうです。

一見すると、そのように受け取られかねない表現だったようにも思えますし、一方で、「これもダメなの?」と驚いた世の男性もいたのかもしれない。確かに賛否が分かれる内容ではありましたが、それによって私は、職場や家庭などでさまざまな意見を交わし、自分の言動を

顧みる機会となりました。普段は啓発ポスターが掲示されても素通りしてしまいがちなことを考えると、その点ではとても好ましいことではないでしょうか。また、このポスターをつぶさに見ていくと、キヤッチコピーの下に控えめに書かれた「セクハラを決めるのはあなたではない!」という言葉が目に入ります。私は、相手や周囲がどう思うかを立ち止まって考えることの大切さを、この言葉に気付かせてもらいました。気を付けるべきは「何を言うか」ではなく、「どう受け止められるか」なのです。

言葉の受け取り方や感じ方は一人一人違ってきます。当たり前のことと頭では理解できても、発言した結果を先回りして考えることは難しいものです。まずは身近な人と、どんなときに不快を感じるか話し合ってみてはいかがでしょうか。あらゆるハラスメントに対して理解を深めるヒントが、そこにあるのかもしれない。

〈他人事じゃない!? 怖~いトラブル〉

消費生活のお話

まちづくり推進課(内線185)

電気契約の悪質な勧誘による契約トラブル

大手電力会社の独占事業であった電力の小売販売に新規参入が可能になった「電力の小売全面自由化」が始まって数年がたちました。

契約する際の手続きには、住所・氏名・お客様番号・供給地点番号が必要です。検針票に記載されているこれらの情報によって、簡単に契約を切り替えられることから、悪質な勧誘による契約トラブルが増えます。

例えば、大手電力会社と偽った電話や訪問販売により検針票の内容を伝えてしまったため、消費者の意に反して契約の切り替え手続きが進んでしまったという相談がありました。

もし、意に反した契約を結んでしまったら訪問販売や電話勧誘販売であればクーリング・オフが可能です。

少しでも不安に思ったら、消費生活相談窓口または経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口(☎03-35501-5725)に相談ください。

消費生活相談窓口

日時 月~金曜日 午前9時~午後4時(予約優先)

場所 まちづくり推進課(文化プラザ隣)

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

